

## 藤島駅舎改築および開業98周年記念の集い

JR藤島駅舎の改築も順調に進み、11月中旬に改築業者からJRに引き渡しされるとのことです。



新築開始から15日かかると見られるJR藤島駅舎の改築中。JR藤島駅舎の改築中。JR藤島駅舎の改築中。

藤島駅は、1918

（大正7）年9月21日開業し、当日は大賑わいで花屋台も出て、乗降客は5000人ほどだったといわれています。

また開業にともなって、渡前倉庫・山居倉庫藤島支庫・丸通・荘内銀行藤島支店などでも、商店も軒を並べ、駅前町内会も上藤島から独立し設立されました。

地元住民が実行委員会を結成し、「藤島駅舎

### JR羽越本線（新津駅～秋田駅）

#### 庄内の各駅 開業年月日

鼠ヶ関駅	1923年（大正12年）	11月23日
小岩川駅	1944年（昭和19年）	12月11日
あつみ温泉駅	1923年（大正12年）	3月18日
五十川駅	1923年（大正12年）	3月18日
小波渡駅	1950年（昭和25年）	2月1日
三瀬駅	1922年（大正11年）	5月22日
羽前水沢駅	1926年（大正15年）	9月5日
羽前大山駅	1919年（大正8年）	12月5日
鶴岡駅	1919年（大正8年）	7月6日
藤島駅	1918年（大正7年）	9月21日
西袋駅	1950年（昭和25年）	3月15日
余目駅	1914年（大正3年）	9月20日
北余目駅	1964年（昭和39年）	2月1日
東酒田駅	1958年（昭和33年）	12月25日
酒田駅	1914年（大正3年）	12月24日
本楯駅	1919年（大正8年）	12月5日
南鳥海駅	1952年（昭和27年）	1月16日
遊佐駅	1919年（大正8年）	12月5日
吹浦駅	1920年（大正9年）	7月20日

### JR陸羽西線（新庄駅～余目駅）

#### 庄内の各駅 開業年月日

清川駅	1914年（大正3年）	6月14日
狩川駅	1914年（大正3年）	8月16日
南野駅	1959年（昭和34年）	5月15日
余目駅	1914年（大正3年）	9月20日

の改築および開業98周年記念の集い」を計画しています。

★ 藤島駅舎改築および開業98周年記念の集い

日時：10月30日（日）

16時に新駅舎集合

場所：駅前町内会館

講話：「思い出すこと」

長南 忠さん

祝宴：16時30分～

会費：1500円

## 昭和も遠く20

D51

JR藤島駅が全面改築中だ。

私は昭和20年6月から25年3月まで鶴岡の学校に通うため国鉄の上り下りの汽車で往復していた。

名前の知られたD51を始め、頭にDやCのついた蒸気機関車が牽引する真客列車だ。

大川渡の自宅の斜め向かいに2学年先輩のTさんが居た。朝Tさんに寄り、連れ立って藤島駅へ向かう。途中の古郡で鶴工生のR君や庄農生のY君と時々合流する。

みんな朝寝坊で汽車時間にギリギリ。町に入り藤浪橋に到着する頃、上り列車は藤島川下流の八色木鉄橋にさ

## 私の昭和 44

鈴木重雄（89歳・八色木）

### 農地解放そして強権発動

昭和22年、GHQ司令部により長い小作制度から自作農制度に変わり地主が廃止された。どこの地主も同じだと思いが、生産性の高い農地は小作に出し、屋敷廻り耕作不適地は農地を使つて耕作していた。

昭和22年、食糧不足

が深刻になり農家の供出米に強権発動がなされ、割り当て未完納者は立ち入り検査を受け飯米まで供出しなければならなかった。未完納者は家財をばたいて供出していった。私の働いていた日向家もそうで、不足米を調達するため遠い親戚を頼つて責任を果たしていた。

実行委員長：渋谷吉二  
後援：駅前町内会  
参加希望の方：阿部毅  
（アベオイル：64・4582）に10月23日まで申し込んで下さい。

### 中町・成澤功

しかかり、列車のゴトンゴトンという響きが聞こえてくる。

いきなり下駄を脱ぎ裸足となつて駅へ全力疾走。駅舎の跨線橋を渡る時間がない。改札をすり抜け、下り線の線路に出る。汽車の左側ドアをこじ開けデッキで押し合いへし合いしている乗客の間に何とかもぐり込む。次の鶴岡駅で下車。上り大山方面へ乗り込む人はまばらの10人程度。

学校の帰りは鶴岡駅へ向かう。上りに乗るのは楽だが下りは難事業。乗車率150%。汽車の開け放たれた窓枠には何十人もの乗客が鈴なり。脚は当然車内だが窓の上枠に両手でしっかりとつかまり、

背中では完全に外にはみ出してしまっている。機関車の後部には燃料の石炭が満載。青空天井で10数人がしゃがんで座れるスペースがある。定数分まで登る。ここが満載になると機関車の先端部分に数人収容できる程の広さがあり、その中心部分に高さ1・5m、直径15cm程の鉄の支柱が立っている。駅員が私たち生徒に声をかけ、この「スペシャルスペース」に案内してくれた。あの頃上京するには藤島駅午後5時頃に上り乗車、上野駅着は翌朝7時頃だった。東京に宿泊するには自分で食べる米を地元から持つていかねばならない。配給制度の下、米の売買は禁じられていた。警官隊が客車に踏み込んで来て、本人の承諾も得ず客の荷物を手当たり次第かき回し、統制物資が隠されていないか臨検し、米を見つけた次第没収していた場面は何度も遭遇した。

# お釈迦様も逮捕される？治安維持法

(新町 齋藤留治)

今年の2月、成澤功さんが「民報藤島」に「昭和も遠く・特高」という内容で、自分の縁戚にあたる阿部正雄さんが、権力を後ろ盾にした特高警察による逮捕・拷問を受けてブタ箱(警察の留置場)暮らし、起訴後に東京拘置所や秋田刑務所に閉じ込められたことについて書いてくれました。

阿部正雄さんって、と気になりましたが、そのまま成澤さんに尋ねる事も無かったのですが、一昨年、つるおか・たがわ九条の会から発行された「平和への証言」第3集の中に、「こんな生涯―私と治安維持法」というタイトルで、生い立ちからマツカーサー指令による刑執行停止によって釈放されるまでのこと、帰郷後は教員生活を送りながら平和運動に参加をしてきた事などについて阿部さんが書き遺

されておりました。

逮捕された理由は「日本はこの戦争に負ける」と、口にしただけ。劣悪な環境の下に置かれもうダメかと思いい始めた頃に、日本の敗戦によって助かったということ。

阿部さんは酒田の地主の家に生まれたが、年貢を納めに来る小作人の姿に社会への疑問を感じたようでした。

阿部正雄さんに直接関係するわけではありませんが、あるお寺の住職さんが書いた本の中にお釈迦様の生い立ちについて書かれた一節があった。それによると、お釈迦



様も裕福な家庭(当時の裕福という物差しは判らないが)に生まれ、冬・夏・雨季に住み替えるために宮殿を3か所も所有していたという。

しかし、社会の矛盾や人生の生き様に悩んで出家。

2500年前に生まれたたといわれるお釈迦様と阿部正雄さんを並べるのは不見識とも思うが、人間は同じなのかもしれない。

多くの人々を苦しめた特高警察官達。自分が犯した罪に眠れぬ夜を過ごされたに違いない。

## 独裁政治をつくる

### 「緊急事態条項」

#### 国民は暗黒生活

―あらためて憲法を学ぶ― 青山崇

憲法第九章は改正の章ですが、自民改憲案

はここに新たに「緊急事態条項」を入れまし

た。「内閣総理大臣は、(中略)社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、(中略)緊急事態の宣言を発することができる」というもので、

つぎの第98条で「緊急事態の宣言を発」せられたときは、(中略)内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができ(中略)地方自治体の長に対し

て必要な指示をすることができ。次条で、「何人も、法律の定めるところにより、(中略)国その他公の機関の指示に従わなければならない」というもの。唯一の立法機関である国会を無視し、総理大臣の判断で命令をつくり国民に指示し従わせて独裁政治ができる仕組みです。

これは明治憲法の勅令復活です。勅令とは天皇の大権で、緊急の必要により、帝国議会

閉会のとき、発することができ。法律に代わる命令です。たとえば悪名高い治安維持法は、帝国議会でも異論噴出で廃案。ところが天皇制政府は緊急勅令で改定を強行したのです。現憲法は反省に立って、行政当局者にとつて濫用され易く、議会及び国民の意思を無視して国政が行はれる危険が多分にあると指摘し、「緊急事態条項」は置きませんでした。



## 自民党の白紙領収書

大泣きの議員が辞職して尚・裁判で有罪になったのは、国民が広く知るところなんです

が、金を誤魔化す政治家が多いんですネー。

▲近頃まで注目されていたのが富山市議会でした。出るは出るはで12人も辞職したが、こ

ちらの不正は領収書の金額に一桁書き加えると言うやり方が多かつ

たようだ。こうして浮かせた金で「私は酒が好きなんだから」と

言った議員もいたつけが、なんか言い訳なん

でしょうかネー。

▲今度は国会だ。大臣などが領収書を自分で書いていたと言うのを

共産党の小池議員がとりあげ、当然問題になった。自民党では、

パーティーの受付が混雑するので、白紙の領収書を渡すことが慣例になっていると言っ

た。これを正当化するために「発行者側の領収書作成法が法律で規定されてないから」これでもいいんだと、政治資金を所管する高市という大臣が言っていたぜ。

▲これをテレビで見ている「バカコクでねー」と言ったのは、俺だけだろうか。だって領収書というものは古来より、これだけ貰ったヨ

という貰った側が出す証明書でしょうや。オ

ラーこのことに法律があるという言った大臣の頭を疑ったネー。

▲金額を自分で書くのだからナンボと書こうと勝手なんだヨ。しかし、会費というのは誰

でも同じ金額と書いていたが、領収書の写しでは、同じ会に出ても

幹事長と防衛大臣では額が違っただったネー。

▲こんなデタラメも数の横暴で押し通すのか。これを許すなら政治資

金規正法は本場に立派なザル法だぜ。(石川)



「あたらしい憲法草案のはなし」 太郎次郎社から